

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	源泉徴収票及び支払調書等発行に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、源泉徴収票及び支払調書等発行に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票及び支払調書等発行事務
②事務の概要	市の各部署にて、委嘱した委員や講師などに対する報酬等の支払に関し、出納室が報酬等の支払を受ける者の個人番号を記載した法定調書及び給与支払報告書の作成・提出を行い、支払を受ける者へは個人番号の記載のない源泉徴収票及び支払調書の交付を行う。 ①所得税法第225条第1項第3号に基づいた支払調書の作成及び税務署への提出。②所得税法第226条第1項に基づいた源泉徴収票の作成及び税務署への提出と支払を受ける者への交付。支払調書について、支払を受ける者への交付。③地方税法第317条の6第1項に基づいた給与支払報告書の作成及び市町村への提出。
③システムの名称	源泉徴収票発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票発行システムバックアップデータ、源泉徴収票出力データ、給与支払報告書出力データ、支払調書出力データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	出納室、消防総務課
②所属長の役職名	室長、課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市出納室照査係 電話048-524-1111 内線366 郵便番号360-0811 熊谷市原島675番地1 熊谷市消防本部消防総務課消防団係 電話048-501-0119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	熊谷市が保有する特定個人情報の取扱いに関する要領及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	内田 百合子	小林 教子	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市出納室照査係 電話048-524-1111 内線366	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	小林 教子	橋本 政佳	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	橋本 政佳	室長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	出納室	出納室、消防総務課	事前	
令和6年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	出納室	室長、課長	事前	
令和6年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市出納室照査係 電話048-524-1111 内線366	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市出納室照査係 電話048-524-1111 内線366	事前	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	